

## スロベニアの運転免許証保有者に対する対応について

平成 30 年 9 月 28 日

株式会社 Mari モビリティ開発

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

各お取引先様には日頃、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

政令によりスロベニアは、在日スロベニア大使館又は J A F による翻訳文で日本を運転ができる国として定めがありますが、道路交通法 107 条の 2 に定められるとおり、「国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて」と但し書きがあります。

スロベニアはジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発行していることが警察庁により正式に確認されたため、道路交通法上、スロベニアの運転免許証に翻訳文を付したとしても、日本では運転ができません。

取引先の皆様におかれましては、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

なお 9 月 28 日現在、在日スロベニア大使館又は J A F においてスロベニアに対する外国運転免許証としての翻訳文の発行は停止されており時間とともに翻訳文で運転をしようとする事例は今後減少すると思われま